

新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年1月12日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第2号

新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則等の一部を改正する規則
(新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年新潟県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事の完了の報告)</p> <p>第4条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく<u>エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が完了した</u>ときは、速やかに別記第1号様式により、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、認定建築主は、あらかじめ、別記第2号様式による確認書により建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいい、この項の規定による確認の対象となる建築物が、同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは1級建築士、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは1級建築士又は2級建築士に限る。)による認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って<u>エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨の確認を受け、当該確認書の写しを前項の報告書に添えなければならない。</u></p> <p>別記</p> <p>第1号様式(第4条関係)</p> <p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書 (略)</p> <p>下記のとおり認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく<u>エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が完了したので、</u></p>	<p>新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事の完了の報告)</p> <p>第4条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく<u>エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、</u>速やかに別記第1号様式により、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、認定建築主は、あらかじめ、別記第2号様式による確認書により建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいい、この項の規定による確認の対象となる建築物が、同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは1級建築士、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは1級建築士又は2級建築士に限る。)による認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って<u>エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨の確認を受け、当該確認書の写しを前項の報告書に添えなければならない。</u></p> <p>別記</p> <p>第1号様式(第4条関係)</p> <p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書 (略)</p> <p>下記のとおり認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく<u>エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したので、新潟県</u></p>

新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第4条第1項の規定により報告します。

(略)

(略)	
認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨の確認をした建築士	(略)
(略)	

第2号様式 (第4条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書

(略)

次のとおり、 年 月 日 第 号で認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨を確認しました。

(略)	
建築物のエネルギー消費性能の一層の向上のためのその他の措置	(略)

(新潟県建築基準法施行細則の一部改正)

第2条 新潟県建築基準法施行細則(昭和35年新潟県規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(完了検査申請書に添えるべき図書)	(完了検査申請書に添えるべき図書)
第9条の2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号)第3条に規定する軽微な変更のうち別に定めるものを行った場合にあつては、同令第11条に規定する軽微な変更 に該当していることを証する書面又はその写し並びに当該書面の交付に要した図書及び書類を完了検査申請書に添えなければならない。	第9条の2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号)第3条に規定する軽微な変更のうち別に定めるものを行った場合にあつては、同令第11条に規定する軽微な変更 に該当していることを証する書面又はその写し並びに当該書面の交付に要した図書及び書類を完了検査申請書に添えなければならない。
2・3 (略)	2・3 (略)

(新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成25年新潟県規則第2号)の一部を次のように改正する。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第4条第1項の規定により報告します。

(略)

(略)	
認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨の確認をした建築士	(略)
(略)	

第2号様式 (第4条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書

(略)

次のとおり、 年 月 日 第 号で認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨を確認しました。

(略)	
建築物のエネルギー消費性能の向上のためのその他の措置	(略)

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</p> <p>(イ) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類</p> <p>(イ) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第4条、別記第1号様式(「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」を「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」に改める部分に限る。)及び別記第2号様式の改正は、公布の日から施行する。